

<b>兵高教組</b> <b>調査情報</b> 2022年3月22日 <b>30号</b>	兵庫県高等学校教職員組合調査部 TEL : 078-341-6745 FAX : 078-351-3185 URL : http://www.hyogo-kokyoso.com mail : honbu@hyogo-kokyoso.com
---	---

# サービスシステムは教職員の働き方に合わない

県立学校では1月より出勤簿・年休簿が廃され、PC入力による「サービスシステム」が施行され、3か月が過ぎようとしています。「サービスシステム」の導入後、多くの分会から戸惑いや不満の声が寄せられており、3月2日、高教組は県教委と交渉を持ちました。交渉を通じて、県教委は教職員の職場の実態を充分には把握できておらず、「サービスシステム」には改善が必要と分かってきました。

## 「起動が遅い」などシステムについて

1月の運用後、PCの電源、ID入力までかなりの時間がかかっている方が多いと思います。約2分ぐらいの方もいれば、15分程度もかかる職場があると高教組は聞いています。

この実態を説明すると、県教委はそのような実態を把握できておらず、原因もつかめていませんでした。これまでの交渉でも校内の設備が整っていないことを幾度となく説明してきました。県教委からは校内LAN等の改善工事は昨夏に終わっているとの回答はありましたが、起動時間を改善していないこと等が伝わっていないようです。

勤務開始時間前に出勤していても、起動の遅れで「遅刻」と判断された場合、賃金カットなどがあるのかとの質問には、「すぐには(賃金カットには)ならない」としながら、「4月以降、起動の際の遅れなどで記録されている出退勤時間を修正するために、現在の「従事時間申告表」のように、月ごとにプリントアウト後、修正をして提出をすることも検討している」との回答がありました。

私たちは「サービスシステム」が自動的に**勤務時間を記録し集積することは評価**しています。しかし、起動の遅れなどの改善がなければ、4月以降も「従事時間申告表」のようなもの

を、別途毎日の出退勤時間を記録または記憶しておいて確認、修正、提出しなければならないという煩雑さが生じます。修正しなければ、勤務開始時刻を過ぎて出勤時刻が記録された結果、「無断欠勤」等とされて「賃金カット」される恐れがあります。

また、私たちは、月ごとに職員が修正をして提出する際に、実際の退勤時間を早めて提出することで「1月80時間」以内に納めることができ、勤務実態とは異なる記録が客観的なものとして残されていく危惧があることを質問しました。これには、明確な回答はありませんでした。

高教組は、**超勤解消のためには、超勤実態を客観的に記録することが必要**であると考えています。県教委も超勤解消には教員定数増が必要と考えているとは思いますが。しかしながら、月ごとに教職員自身あるいは管理職が出退勤時間を改竄できる余地を残している「サービスシステム」には大変問題があります。

## 他の職員の動静が見えてしまう

一般教職員のPCから全職員の出勤、年休、特休などを見ることができます。これはプライバシーの侵害に当たるので即時に改善して欲しい旨の要求をしました。

ところが県教委は、このことを問題視していませんでした。私たちは、再度、即座に改

善することを要求してきました。

## 年休取得で超勤時間が削減される

勤務時間の割り振りではなく、年休を取得すると、例えば、前日に2時間の超勤実態があり、翌日、2時間の年休を取得すると、超過勤務がなかったことにされてしまうのではないかと指摘しました。

県教委の回答は「ならない。各校の勤務時間外での時間をカウントしており、年休を取っても勤務時間外の時間が減ることはない」でした。交渉後、職場で管理職に確かめたところ、回答どおりではありませんでした。割り振りによる解消と年休を一緒にしている「サービスシステム」は不十分です。

## 半日年休が取得できない学校がある

特別支援学校では、休憩時間を15時頃に設定しているところが通例です。これらの職場では導入後に半日年休が取得できなくなっています。システムがそうなっているとの回答でしたが、休息時間が廃される際に、県教委との交渉で決めてきルールを、一方的に変更することは労使交渉への重大な違反です。

## サポート終了後のソフトで作製

また、このシステムは、マイクロソフトが、サポートを終了しているインターネットエクスペローラ10で作られており、セキュリティへの不安があるという質問には、具体的な回答はありませんでした。

## 教職員の労働が強化される危惧がある

生徒指導で出勤途中あるいは出勤後すぐに校門や最寄り駅、バス停等での立ち番、部活動で体育館、運動場で指導後、そのまま駐車場から退勤、農業高校ではまず農場へ、特別支援学校では、担任が換気や冷暖房をつけるためにまず教室に行く、などの学校ならではの勤務形態があることを伝えました。

県教委は「これまでも職員室の教頭席付近にあった出勤簿に押印してから勤務していたのではないかと、それと何かちがいますか」旨

の回答でした。「出勤簿」は出勤確認の記録、「サービスシステム」は出退勤を電子データで残す記録管理です。大きく性格が異なりますが、朝も帰宅前も必ず職員室へ行かなければならないなども含めた負担を、県教委は考えていないようです。「サービスシステム」には残せない少しずつの超過勤務を把握できず、教職員の負担は従来よりも増えることとなる課題が残ります。

## 勤務の割り振りにも不十分

「サービスシステム」にも各校ごとに4週の範囲で超過勤務の割り振りがされる制度が導入されています。期限末の超勤解消方法を問うと「**できない。制度上の問題**」との回答。しかし、各校ごとで4週を設定ということはどこにも定められていません。個人で4週を設定し割り振りを申し出ることも可能なはずで**す。神戸市立高校では、ICカードで出退勤管理、個別に4週の設定と割り振りが可能となっています。**

今回の交渉では伝えていませんが、現行システムは、割り振りを申請のためには、事前に取得していた年休をいったん取り消さなければ、割り振りを取れないという問題が判明しています。この「サービスシステム」のソフトウェア上の問題は早急に改善されなければなりません。「サービスシステム」が超過勤務について残業手当が申請できる県庁職員対象の働き方にあわせて作られたものを基にしているので、対応できていないのかもしれない。しかしながら、労働基準法で認められた年休を、しかもすでに取得済み年休を取り消さなければならぬことは重大な問題でもあります。

いまはまだ施行されてすぐの段階でしかありませんが、4月以降も改善が進まないなか実施されていきます。高教組は、**働き方の異なる県庁内「サービスシステム」のシステムの流用ではなく、導入するのであれば教職員の働き方に合うようなシステムに改善すべき**と考えています。そのためには、近隣府県のようなICカードによる勤務時間把握への変更、個別の割り振り設定が必要ではないかと考えています。